令和２年定例会　医療保健子ども福祉病院常任委員会

説　明　資　料

《所管事項説明》

1　「『令和２年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2　新型コロナウイルス感染症への対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
3　「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について　・・・・・・　6
4　児童虐待防止に係るＡＩを活用したシステムの運用について　・・・・・・・・　9
5　いじめの重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の調査について　・・・・・　17
6　「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定について　・・・・・・・・・・　19
7　「三重県手話施策推進計画」の改定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
8　指定管理者制度にかかる報告について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27
9　各種審議会等の審議状況の報告について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　55

《別冊》

・（別冊１）「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告書（令和元年度版）
・（別冊２）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和元年度）及び全期間評価

令和２年１０月１２日

子ども・福祉部

【所管事項説明】

1　「『令和２年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

第１編（第二次行動計画の評価）

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	子ども・福祉部	放課後児童クラブの待機児童解消が子育て環境の充実につながることから、目標達成に向け、市町と連携してしっかりと取り組まれたい。	放課後児童クラブの待機児童解消に向けては、施設の増設など、受入児童数の拡充を行ってきたところです。引き続き待機児童解消をめざして、市町と連携して施設の整備や運営への支援を行うとともに、人材養成などに取り組んでいきます。
			保育所の待機児童解消に向けて保育士の確保が重要となる中、意識調査の結果からは、離職した保育士の多くの方が７年未満で辞めており、離職理由では労働条件の不満を最も多くの方が挙げている。調査結果を踏まえた処遇改善への取組を進められたい。	意識調査の結果を踏まえ、キャリアアップ研修などを通じて、保育士等の処遇改善に取り組んできたところです。引き続き処遇改善や働きやすい職場環境づくりにつながる取組をより一層進めていきます。

第２編（第三次行動計画の取組）

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
131	地域福祉の推進	子ども・福祉部	自殺対策について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、生きづらさを抱える人の増加が懸念されるため、関係部局で横断的かつ総合的に取り組まれたい。	昨年度策定した地域福祉支援計画に基づき、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人への包括的な支援を市町と連携し実施していくこととしており、自殺対策も含めた生きづらさを抱える人への様々な対策に取り組んでいきます。

【所管事項説明】

2　新型コロナウイルス感染症への対応について

子ども・福祉部では、「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』」に基づき、緊急的な対応とあわせて、新しい生活様式に対応した環境整備や、アフターコロナの「新常態」を見据えた取組を進めています。

＜生活を守る緊急支援＞

1　生活福祉資金貸付制度等

（１）現状と課題

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付については、相談や申請件数が大幅に増加しており、９月30日現在で、申請件数は13,229件（前年比約154倍）、申請金額は40億9,491万円となっています。また、住居確保給付金については、支給要件が緩和されたこともあり、４月から８月までの間で731件（前年比43倍）となっています。相談や申請件数が大幅に増加していることから、実施体制の確保や適切な運営の支援が必要です。

（２）今後の対応

県社会福祉協議会等と連携して各種資金等の申請状況の動向把握を行うとともに、関係部局とも情報共有し、部局横断的に生活支援、就労支援等の取組を進めます。また、貸付を利用した世帯が今後も地域の中で安定した生活が続けられるよう、支援体制の充実を図ります。

2　ひとり親家庭等への支援

（１）現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで子どもや子育て家庭の食や居場所を提供してきた子ども食堂の活動が難しくなった一方で、フードバンクや地域の飲食店等が食材や弁当などを提供し、地域で子どもや子育て家庭を支えようとする自主的な取組が立ち上がってきました。

そこで、厳しい状況にある子育て家庭の食を確保し、子どもと家族の暮らしを守るため、地域において、他の企業や団体等と協力して継続的に行う食を通じた支援に対して助成しています。

現在も新型コロナウイルス感染症の影響で子ども食堂や無料の学習支援教室等の活動が難しい状況が続いていることから、今後、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所の確保が必要です。

（２）今後の対応

ＮＰＯ等の民間支援団体が、主に貧困を抱えた子育て家庭やひとり親家庭に支援を行っている子ども食堂等と連携し、学習支援や地域の交流、悩みごと相談などのさまざまな機能を提供するために要する経費を助成し、子どもの居場所の確保に取り組むとともに、活動の広がりをめざします。

3　虐待・ＤＶ対策

（１）現状と課題

児童相談対応件数について、地域ごとの増減の差はあるものの、県全体で見ると大きな変化はありません。しかし、市町においては養育相談も含めた虐待の芽となり得る相談が増加しており、潜在化しているリスクが顕在化する恐れがあります。

また、在宅勤務や休業等による自宅待機などによりパートナーが在宅することで、ＤＶのリスクが高まっていることや、電話相談や来所での相談がしにくくなっている状況が考えられることから、ＬＩＮＥを活用したＤＶに関する相談を、妊娠ＳＯＳや性暴力の相談と合わせて実施しており、引き続き相談しやすい体制を整えておくことが必要です。

（２）今後の対応

新型コロナウイルス感染症の影響による学校や地域社会での子どもの見守り機会の減少を契機として策定された、国の「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、地域のさまざまなネットワークを活用して見守り体制を強化することとされ、国庫補助事業として、市町等に状況確認を行う職員を新たに配置する事業や、子ども食堂等の民間団体等が食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化する事業が創設されたため、市町の活用を促し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。

また、今後もＤＶ被害者の適切な保護・自立支援や相談を行えるよう、３分野合同ＬＩＮＥ相談の相談員の連携強化をはじめとして、多様化、複雑化する相談に対し適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携を図るとともに、ＤＶ対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。

4　妊産婦等への支援

（１）現状と課題

妊婦の不安を解消するため、妊婦相談窓口を開設するとともに、ＬＩＮＥを活用した妊娠ＳＯＳの相談をＤＶや性暴力の相談と合わせて実施しており、引き続き相談しやすい体制を整えておくことが必要です。また、所得が減少したことで不妊治療の継続が難しくなっている方を支援するため、収入が前年同期に比べ10%以上減少している方に対して５万円を上限に特定不妊治療費の助成をしています。さらに、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後の寄り添ったケア支援を行う体制を整えています。今後も、経済面・精神面での支援が必要です。

（２）今後の対応

引き続き、不安を抱える妊婦に寄り添った支援を実施し、妊婦の不安解消に努め、不妊や不育症に悩む夫婦への経済的な支援と、専門相談による精神的な負担軽減に取り組みます。

＜福祉サービスの確保＞

1　児童福祉施設等への支援

（１）現状と課題

児童福祉施設等に対し、不足するマスク等の防疫資材を配布するとともに、かかり増し経費の支援、多床室の個室化改修などの支援を行っています。また、感染防止対策等に不安や疑問などを抱えて日々業務をしている児童福祉施設等を対象とした、感染防止対策に関する相談窓口を開設しました。引き続き、利用者や職員が不安を感じることなく、安心して利用、運営できる環境を整えるなど、現場に寄り添った支援が必要です。

（２）今後の対応

引き続き、防疫資材の確保やかかり増し経費の支援などに取り組むとともに、状況変化に合わせた丁寧な情報提供や助言等の支援を行います。

保育所がコロナ禍においても事業が継続できるよう、周辺業務における保育支援者の活用やＩＣＴ等を活用した働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、保育士をめざしているもののコロナ禍において職場見学等ができず不安を抱える学生等を支援します。

また、みえこどもの城の感染防止対策を強化するため、施設内の空調設備の機能強化やドームシアターの座席配置の改修、来訪者と職員との接触機会を少なくする多機能券売機の導入などを行います。

あわせて、コロナ禍で雇用環境が悪化する中、児童養護施設入所者の自立に向けた支援を行います。

2　障がい者への支援

（１）現状と課題

障害福祉サービス事業所等に対し、不足するマスク等の防疫資材を配布するとともに、かかり増し経費の支援など運営の支援を行っていますが、休業や利用者のサービス利用控えが生じており、事業所運営の維持が厳しくなっています。障がい者にとって障害福祉サービスは必要不可欠なものであり、サービス提供体制を維持するための支援が必要です。

事業所等における感染拡大防止のため、「新しい生活様式」に基づき、サービス提供にあたっての接触機会の低減を図っていく必要があります。

また、ソーシャルディスタンスの観点から視覚障がい者へのサポートが難しくなる、マスク着用により聴覚障がい者のコミュニケーションが難しくなるなど、新たな課題も発生しており、対応が必要です。

さらに、障害者支援施設等において、クラスターが発生した場合、支援する職員が不足し、利用者に対するサービス提供に支障が生じる可能性があることから、必要なサービスが継続されるための体制整備が必要です。

（2）今後の対応

引き続き、防疫資材の確保やかかり増し経費の支援などに取り組むとともに、事業所の報酬減少相当額の補填などを国へ要望していきます。

今後、事業所等における感染拡大防止のため、障害者支援施設における多床室の個室化改修、介護ロボットの導入、オンライン面会のためのＩＣＴ機器の導入を支援するとともに、就労系事業所におけるテレワークの導入支援に取り組みます。

また、コロナ禍においても障がいのある方が安心して生活できるよう、さまざまな機会を捉えて障がい者に対する理解が進むよう普及啓発等に取り組みます。

さらに、障害者支援施設等でのクラスター発生に備え、職員が不足する施設に他の施設から応援職員を派遣するための仕組みを、関係団体と協力しながら構築していきます。

３　生活困窮者への支援

（1）現状と課題

生活保護の申請件数は、前年と比較してやや増加してきましたが、６月以降は減少しています。個人に対する給付金の支給や生活福祉資金特例貸付の活用によるものとも考えられますが、今後の経済状況に直ちに明るい見通しが見られず、自立相談支援機関への相談も増加していることから、今後生活困窮者の増加が懸念されます。

（2）今後の対応

引き続き、さまざまな関係機関からの情報収集に努め、生活困窮の状況が続く方に対し、一人ひとりの状況に寄り添いきめ細かに相談へ対応するとともに、市町等の声を丁寧に聞き取ったうえで、必要な対策を進めます。

3　「子どもを虐待から守る条例」第27条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第27条の規定に基づき、令和元年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1　児童虐待相談の状況（別冊1　2～7頁）

（1）児童虐待相談対応件数の年次推移

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,229件となり、5年連続で過去最多件数を更新しています。

東京都目黒区及び千葉県野田市における児童虐待死亡事件等を受けた社会全体の関心の高まりや、市町、警察等の関係機関の連携強化により通告件数が増加していると考えられます。

（2）児童虐待相談の経路

児童相談所への相談経路は平成30年度と同様、多い順に、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人となりました。児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が811件（前年度比69件増）、警察等からの相談が583件（前年度比77件増）と大きく増加しています。

（3）児童虐待相談種別

虐待相談の種別では、子どもの心を傷つける言動等の「心理的虐待」が前年度から122件増え、1,061件（47.6%）と最も多くなっています。

「身体的虐待」が689件、「性的虐待」が39件となり、それぞれ前年度から増加していますが、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」は440件となり、前年度から66件減少しました。

（4）児童虐待相談における主な虐待者

主な虐待者は、実母によるものが1,125件（50.5%）、実父によるものが941件（42.2%）あり、実父母によるもので9割以上を占めています。

（5）被虐待児童の年齢

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる1,085件（48.7%）が6歳までの乳幼児に対するものです。なかでも0歳の件数が全年齢で最多の186件を占めています。

（6）児童虐待相談後の処遇

相談後の処遇については、面接指導が2,114件となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて73件でした。

（７）被措置児童等虐待の状況

児童福祉施設等に措置された子どもが虐待された事例はありませんでした。

（８）一時保護、立入調査等の実施状況

一時保護の対応をした子どもは前年度より延べ 96 人減少し、延べ 878 人となりました。このうち虐待を事由とするものが延べ 480 人と半数以上を占めています。

また、児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、児童相談所への出頭要求を４件実施しました。

２　県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊１　８～18 頁）

（１）市町要保護児童対策地域協議会との連携

○　市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化やケースマネジメントを支援するため、アドバイザー等を市町に派遣しました。

○　市町への支援について、各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施し、課題解決に向けた取組等について協議を行いました。

（２）児童相談所の体制・機能の強化

○　増加する北勢地域の児童虐待相談対応件数に迅速かつ的確に対処するため、平成 31 年４月に北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域担当を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに鈴鹿児童相談所を開設しました。

また、令和元年度は、北勢児童相談所に２名、中勢児童相談所に１名及び南勢志摩児童相談所に１名の職員を増員しました。

○　津市、四日市市及び三重郡を対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、子どもや家庭環境の変化等をきめ細かく把握するモニタリングを民間団体との協働により行いました。

○　困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問・報告等を行いました。

同部会において、平成 29 年８月に四日市市で発生した児童死亡事例における関係機関等の関わり等について平成 30 年度から検証を行い、令和２年３月に検証報告書が知事に提出されました。

（３）職員の相談援助技術の向上

○　警察学校の施設を使用して、警察と児童相談所による立入調査等を想定した実践的訓練を実施しました。

○　被害児童の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同面接の実施に取り組みました。

○　市町職員を対象に要保護児童対策地域協議会の運営、事例検討、子ども家庭総合支援拠点等に関する研修会を実施しました。

3　今後の対応

○　新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛等の中で子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることが指摘されています。厚生労働省が示した「子どもの見守り強化アクションプラン」をふまえ、支援が必要な子どもを早期に発見し、定期的に見守る体制を強化していきます。

○　令和２年３月に取りまとめられた三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書をふまえ、同様の事件の再発を防止するために、市町による継続的見守り等を強化していきます。

○　「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童相談所の体制強化を進めるとともに、令和２年３月に策定した「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等を推進します。

【所管事項説明】

4　児童虐待防止に係るＡＩを活用したシステムの運用について

三重県では、平成24年度に２件の死亡事例が発生したことを受けて、児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、平成 25 年度にリスクアセスメントツールを開発し、平成 26 年度からリスクアセスメントデータをマネジメントや研修に活用してきました。

その蓄積したデータ約6,000件をもとにしたＡＩを活用した新たなシステムについて、令和元年７月から中勢と南勢志摩の２つの児童相談所において、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）と共同して実証実験に取り組みました。

そして、本年７月より県内すべての児童相談所で運用を開始しました。

1　ＡＩを活用した児童虐待対応支援システム（AiCAN）について

（１）目的

過去の知見に基づいた人工知能（ＡＩ）の分析や判定と、現場の経験に基づいた職員の判断をベストミックスして、より早く、より適切な支援を行い、子どもの安全・安心の確保につなげます。

（２）機能

①ＡＩに基づく機能

・リスクアセスメントデータから、ＡＩが過去の知見に基づき、総合リスク、再発確率、過去の類似ケースを即座に導きます。
・シミュレーション機能により、リスク値の変化を確認できます。
・リコメンド機能により、連携先や質問の目安を確認できます。

②ＩＣＴに基づく機能

・説明が難しい外傷の様子や室内の様子が、リアルタイムに写真で児童相談所内（所長・課長）と情報共有できます。
・チャット機能を利用して、現場から児童相談所内と情報交換できます。
・現場からの帰り道や待機時間中でも記録が入力可能です。
・タブレット内に7,000件の過去のケースデータを有しており、どこでも参照できます。

（３）効果

①対応の迅速化、業務の効率化

・担当者が現場で具体的な指示を受けることができ、効率的で迅速な対応につながりました。
・写真やチャット機能を利用して、児童相談所内で速やかな意思決定が可能になりました。
・通告から保護判断、記録までの一連の業務にかかる時間が、今までの半分以下になる事例もありました。

・情報共有や情報交換が迅速になったことから、繰り返し説明する必要がなくなり、担当者の負担が軽減されました。

②判断の質の向上

・ＡＩが継承している過去の知見をふまえた上で、職員が現場の経験に基づき対応することができ、判断の質が向上しました。

・面接する際に、シミュレーション機能を活用し、リスク値が大きく変化する項目を重点的かつ漏れなく調べることが可能になりました。

・リコメンド機能により、必要な連携先の候補や、子どもの発達年齢に応じた質問の目安が示されることで、対応の幅が広がりました。

・蓄積されたデータをＡＩが分析し、再発率や年齢別の傾向等を知ることができ、今後の施策等に活用することができます。

③人材育成

・経験が浅い職員がシミュレーション機能を活用して自発的に勉強するなど、人材の育成につながっています。

（４）課題

経験豊富なベテラン職員の感覚と、ＡＩの導く総合リスクや類似事例が異なる場合もあり、その原因を分析する必要があります。

３　今後の取組

ＡＩはデータが多いほど、より精度の高い分析や判定を導き出すことができることから、児童相談所の日々の業務の中でシステムを活用し、データを蓄積して精度を高めるとともに、データを業務に活用するための知見やＡＩの使い方について研修を行い、より質の高い判断ができるよう議論を重ねます。

また、シミュレーション機能の活用等により、組織的な人材育成を行うとともに、自主的な学びにつなげます。

さらに、市町や関係機関にもシステムの効果を幅広く共有することで横展開を図り、県内全体の子どもの安全・安心の確保に取り組みます。

基本情報画面

テスト環境
ホーム
AiCAN 太郎
基本情報
ホーム
登録
統計
PDF
個人ID：1
AiCAN 太郎(あいきゃん　たろう)
帳票印刷
申し送り
基本情報
リスクアセス＆記録
画像
シミュレーション
リコメンド
関係機関
手帳
負担金
AiCAN 太郎(あいきゃん　たろう)
編集
名前備考　表示しない
性別/続柄
国籍
生年月日　H25/05/07
年齢　7歳
手帳受理
識別番号
住所1　三重県津市一身田大古曽
メモ　テストデータです
成長記録　成長曲線
担当者　担当課：施設A > A2課
主担当者：AiCAN担当者
副担当者：-
心理担当者：-

調査画面

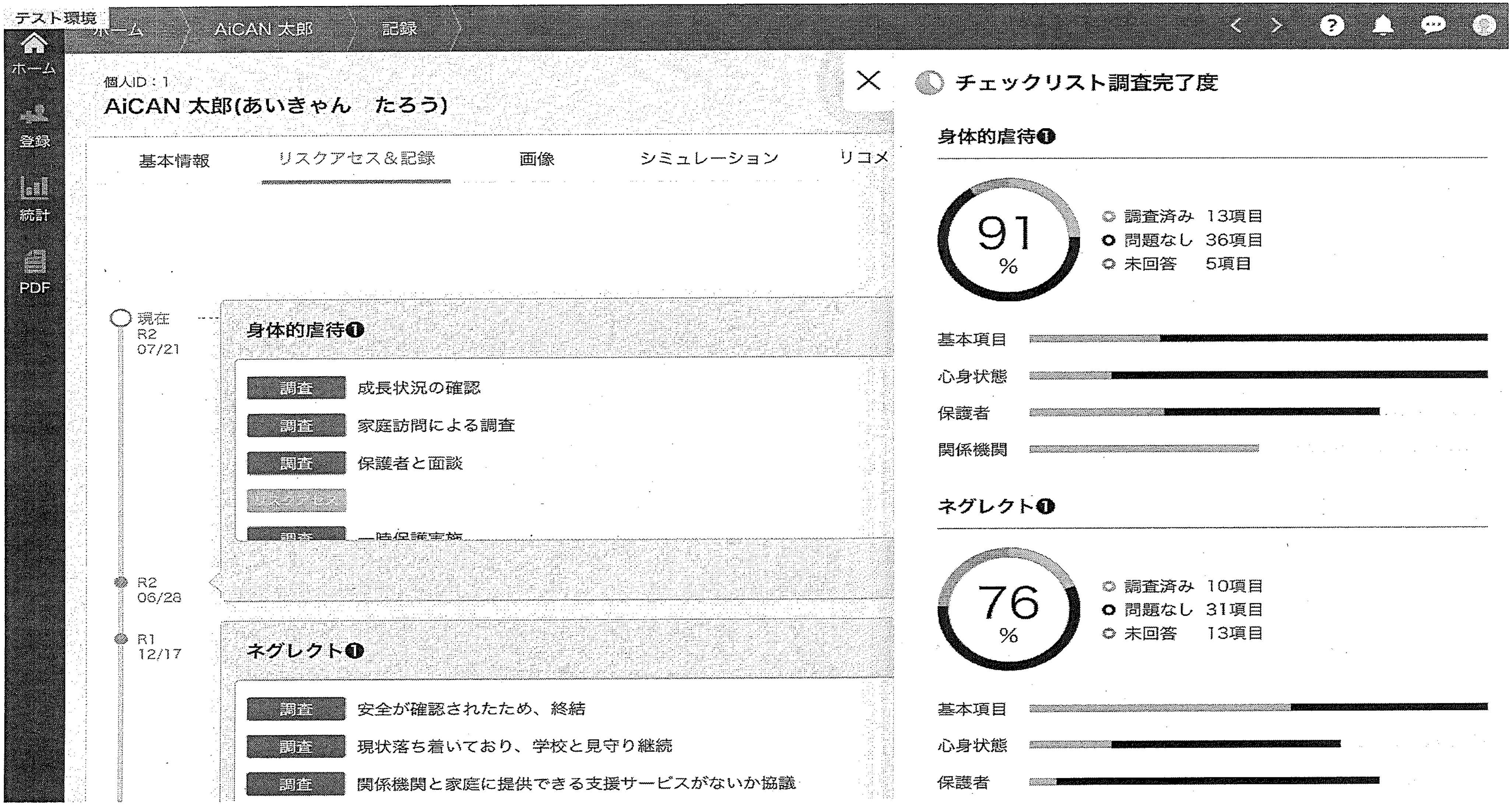

テスト環境
ホーム
AiCAN 太郎
記録
ホーム
登録
統計
PDF
個人ID：1
AiCAN 太郎(あいきゃん　たろう)
基本情報
リスクアセス＆記録
画像
シミュレーション
リコメ
現在
R2
07/21
身体的虐待❶
調査
成長状況の確認
調査
家庭訪問による調査
調査
保護者と面談
R2
06/28
R1
12/17
ネグレクト❶
調査
安全が確認されたため、終結
調査
現状落ち着いており、学校と見守り継続
調査
関係機関と家庭に提供できる支援サービスがないか協議
チェックリスト調査完了度
身体的虐待❶
91
%
調査済み　13項目
問題なし　36項目
未回答　5項目
基本項目
心身状態
保護者
関係機関
ネグレクト❶
76
%
調査済み　10項目
問題なし　31項目
未回答　13項目
基本項目
心身状態
保護者

AIシミュレーション画面

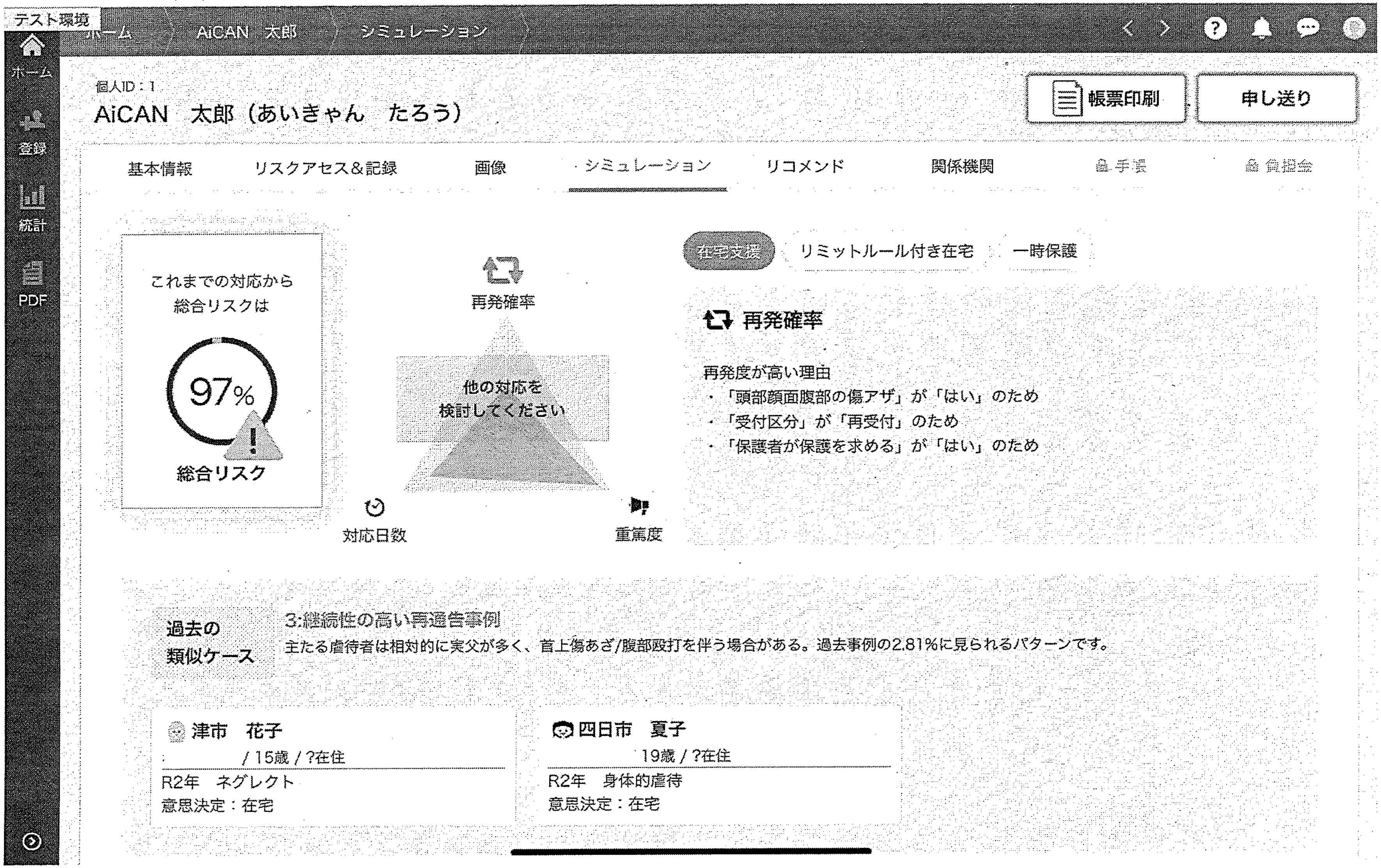

リコメンド画面

テスト環境
ホーム
AiCAN 太郎
リコメンド
ホーム
登録
統計
PDF
個人ID：1
AiCAN 太郎(あいきゃん　たろう)
帳票印刷
申し送り
基本情報
リスクアセス＆記録
画像
シミュレーション
リコメンド
関係機関
手帳
負担金
年齢における質問
「誰が何をしたか、どこで起こったか」また「1回か何回もあったか」などを順序立てて答えることができます。
子どもによっては「周辺情報」を答えることができます。
発達年齢※ 5.6歳
※発達年齢は(実際の年齢)×IQ/100で算出しています。

写真共有画面

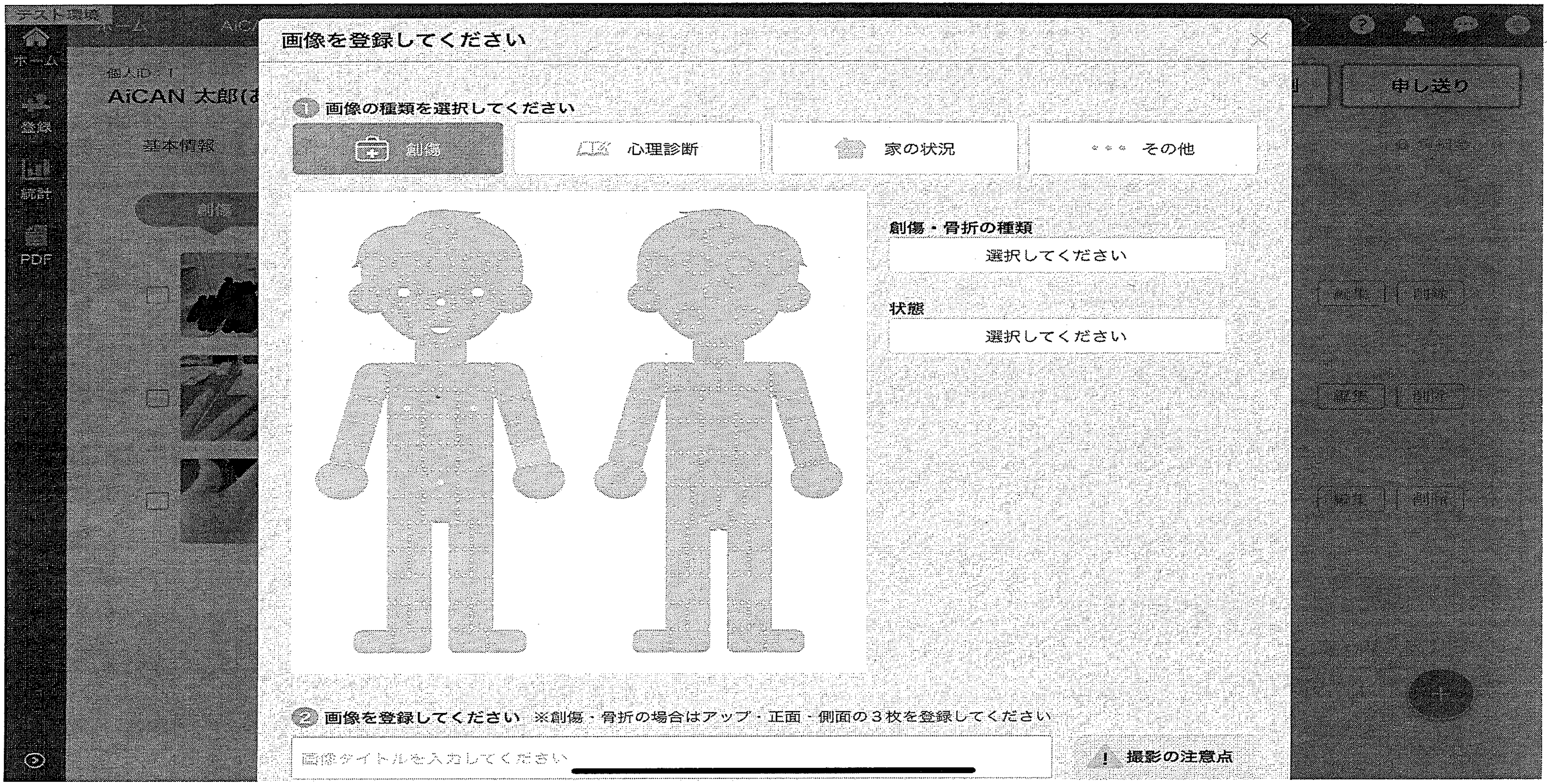
テスト環境
ホーム
登録
統計
PDF
個人ID：1
AiCAN 太郎(あ
基本情報
創傷
申し送り
画像を登録してください
① 画像の種類を選択してください
創傷
心理診断
家の状況
その他
創傷・骨折の種類
選択してください
状態
選択してください
② 画像を登録してください ※創傷・骨折の場合はアップ・正面・側面の３枚を登録してください
画像タイトルを入力してください
撮影の注意点

写真共有画面

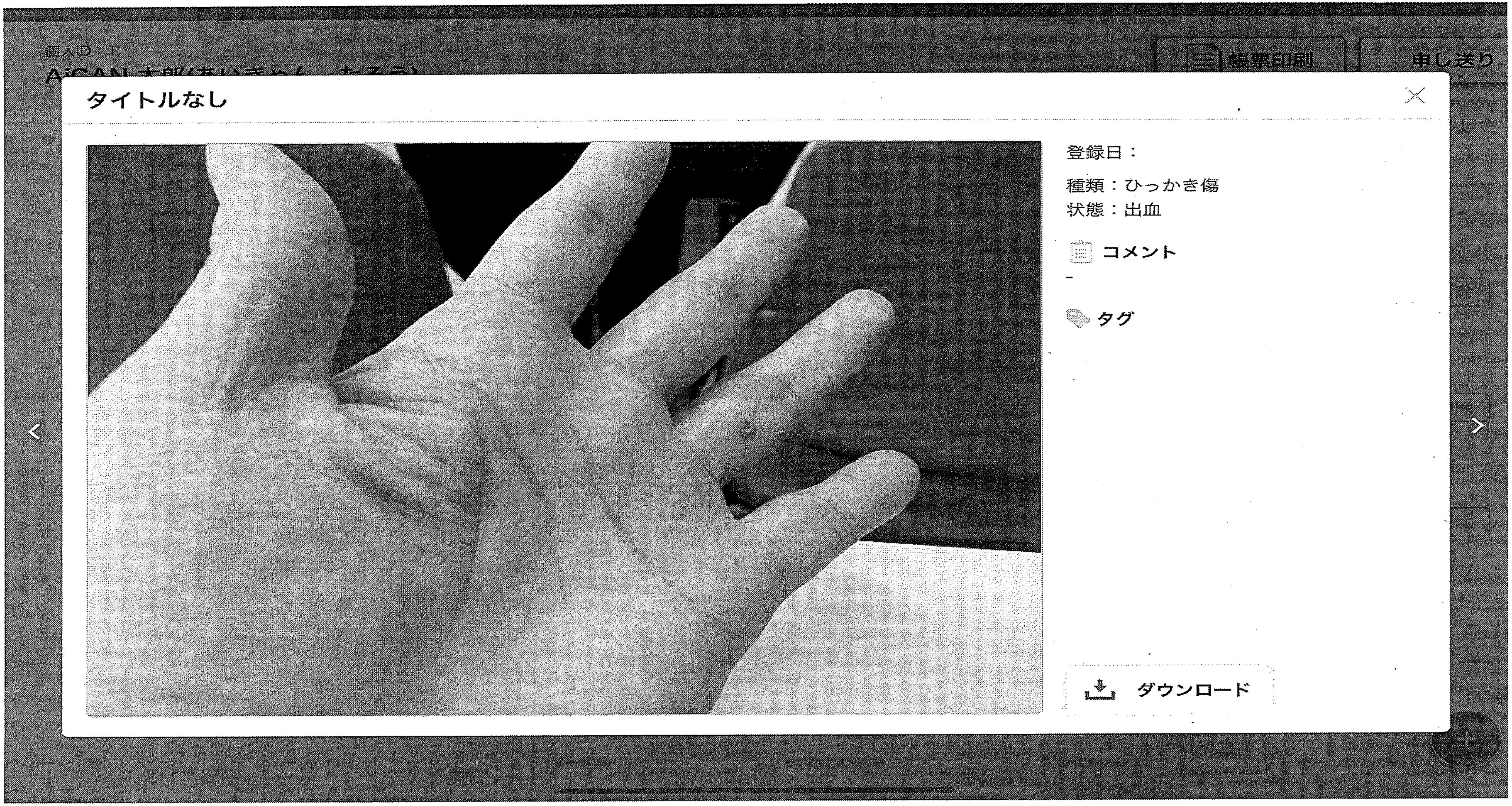

【所管事項説明】

5　いじめの重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の調査について

1　いじめ防止対策推進法に基づく調査

（1）教育委員会における調査

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）により、いじめの重大事態について、学校の設置者又はその設置する学校は、事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。（法第28条第1項）。

三重県では、県立学校におけるいじめの重大事態等の調査を行う附属機関として教育委員会に「三重県いじめ対策審議会」を設置しています。

（2）知事部局における再調査

知事は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて（1）の調査結果について再調査を行うことができます。また県立学校におけるいじめの重大事態の再調査を行ったときは、知事は、その調査結果を議会に報告しなければならないとされています。（法第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項）

三重県では、当該再調査を行う附属機関として、子ども・福祉部に「三重県いじめ調査委員会」を設置しています。

2　三重県いじめ対策審議会の調査報告書

平成30年8月に県立高等学校の1年に在籍する生徒が死亡した事例について、教育委員会は三重県いじめ対策審議会を開催し、在校生へのアンケート、関係者への聞き取り調査等を行い、令和2年3月に調査報告書を取りまとめました。

当該報告書は、7件の行為をいじめと認定し、そのうち6件のいじめ行為について、生徒の自死との因果関係を認めています。一方、遺族からは、当該報告書に対して調査不足等を指摘する意見が示されました。

3　再調査の必要性

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）において、再調査を行う必要があると考えられる場合は、以下のとおりとされています。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
③学校の設置者及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合
④調査委員の人選の公平性・中立性について、疑義がある場合

当該ガイドラインに照らし、今回の事例に係る再調査の必要性を検討した結果、上記②に該当するため、知事部局において再調査を行う判断をしました。

4　今後の予定

令和２年８月 21 日に第１回目の三重県いじめ調査委員会を開催し、調査の方向性等が議論されたところであり、今後、遺族との面談、当該学校への調査等を進めていくこととしています。

なお、第２回目の委員会を 10 月 12 日に開催します。

（参考）

三重県いじめ調査委員会　委員名簿

（五十音順）

名　前	所　属　等
大日方　真史	国立大学法人三重大学教育学部准教授
金井　剛	三重県立子ども心身発達医療センター長
小池　敦 （副委員長）	三重県立看護大学教授
庄山　哲也 （委員長）	三重弁護士会推薦弁護士
竹村　浩	特定非営利活動法人三重県子どもＮＰＯサポートセンター事務局長
本江　優子	公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長

【所管事項説明】

6　「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改定について

1　改定の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

平成24年に策定し３年ごとに改定を行っており、現行の「みえ障がい者共生社会づくりプラン―2018年度～2020年度―」（以下「現計画」という。）が今年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組等を検証し、有識者や関係機関の代表者で構成する会議等からの意見等をふまえて、新たな計画（以下「新計画」という。）を策定します。

2　新計画の期間

令和３年度から令和５年度までの３年間

3　現計画における取組と課題等

（１）現計画における取組

現計画においては、

【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

【３つの施策体系】

①多様性を認め合う共生社会づくり
②生きがいを実感できる共生社会づくり
③安心を実感できる共生社会づくり

【９つの目標項目】

①権利の擁護
②障がいに対する理解の促進
③社会参加の環境づくり
④特別支援教育の充実
⑤就労の促進
⑥スポーツ・文化活動の推進
⑦地域生活を支えるサービスの充実
⑧保健・医療体制の充実
⑨防災・防犯対策の充実

を規定し、さまざまな施策を推進してきました。

（2）目標項目の進捗状況

目標項目のうち、「障害者差別解消支援地域協議会設置率」では、計画策定時に46.7%だったものが令和元年度実績で 70.0%となり、「障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合」では、計画策定時に66.4%だったものが令和元年度実績で77.3%となるなど、一定の成果が見られます。

一方、「一般就労へ移行した障がい者数」など、取組があまり進んでいない項目もあることから、引き続きこれらの施策を推進していく必要があります。

施策体系	目標項目		計画策定時	令和元年度実績	令和２年度目標
多様性を認め合う共生社会づくり	障害者差別解消支援地域協議会設置率		46.7%	70.0%	100%
	障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合		66.4%	77.3%	75%
	視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数		―	767 人	1,080 人
生きがいを実感できる共生社会づくり	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合		80.9%	97.7%	100%
	一般就労へ移行した障がい者数		389 人	400 人	524 人
	全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率		83.3%	91.7%	100%
安心を実感できる共生社会づくり	地域生活移行者数		―	31 人	150 人
	精神科病院における早期退院率	入院後３か月後時点	58.9%	70.4%	69.0%
		入院後６か月後時点	81.9%	80.6%	84.0%
		入院後１年時点	87.6%	84.3%	92.0%
	福祉避難所運営マニュアル策定率		44.5%	46.5%	70.0%

（3）現状と課題

・新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、ソーシャルディスタンスを保つため視覚障がい者のサポートが困難となっている、障がい者の行動特性による新たな偏見が生じている、などと言われる中、「障害者差別解消法」や「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成31年４月１日全面施行）」に基づき、障がい者差別の解消に関する取組が一層必要となっています。

・そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響として、

①マスク着用により、聴覚障がい者がコミュニケーションをとりづらいこと

②就労継続支援事業所（Ｂ型）の受注減少により障がい者の工賃が低下しているほか、経済状況の悪化に伴い一般就労の拡大の勢いが滞ることが懸念されていること

なども課題として挙げられます。

・旧優生保護法一時金支給法が平成31年4月24日に施行され、心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳を尊重していく必要があります。
・東京オリンピック・パラリンピックや本県での全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツ等の参加機会の拡大、芸術文化活動への支援の拡大が期待されています。
・引き続き、障がい者の地域移行・地域生活の支援が必要となっています。
・人工呼吸器を使用している医療的ケア児がこの3年間で1.8倍に増加しているなど、医療的ケアを必要とする障がい児・者へ福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援を行う必要性が引き続き高まっています。
・自然災害の激甚化・頻発化に伴い、社会福祉施設等の被災などの事例が発生している中、避難確保計画等の策定が進んでおらず、対策が急務となっています。
・特別な支援を必要としている子どもがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識･技能を高めることが必要です。また、特別な支援を必要としている子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、良さを認め合える人間関係を育むことが大切です。

4　新計画の概要及び重点ポイント

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、障がい福祉施策を引き続き推進していく必要があることから、現計画の基本理念、施策体系等は継承します。

計画策定にあたっては、

①新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」に基づいた対策
②Society5.0で実現される社会を見越し、ＤＸ等を導入した取組（テレワークや遠隔手話等の移動を伴わない物理的接触を避けることによる感染防止対策等）
③全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催及び三重県障がい者芸術文化活動支援センター設置を契機とした社会参加の拡大
④ＳＤＧｓの視点を取り入れ、多様性を認め合い、誰もが暮らしやすい共生社会づくりを進めること

を基本とし、施策体系毎の重点ポイントを以下のとおりとします。

施策体系：多様性を認め合う共生社会づくり

（１）権利擁護の推進と理解の促進

障がい者の行動特性による新たな差別が広がらないよう、さまざまな機会を捉えて障がいに対する理解を深めるため、ＩＣＴ等も活用して普及啓発や広報に市町と連携して取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など、障がい者虐待の防止に向けた取組を一層進めます。

旧優生保護法により心身に多大な苦痛を受けてきた方々の名誉と尊厳を尊重していきます。

（２）情報アクセシビリティの向上

ＩＣＴの進展を的確に把握し、障がい者への情報保障を進めるとともに、サポートにあたる同行支援員や手話通訳者等の人材育成を促進します。

また、令和３年度に手話施策推進計画が改定されることから、当該計画に基づき、遠隔手話サービスの利用促進等、聴覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を促進します。

施策体系：生きがいを実感できる共生社会づくり

（３）特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもについて、小・中・高等学校、特別支援学校の間で指導・支援に必要な情報を確実に引き継ぎ、早期からの一貫した支援を行います。

また、特別な支援を必要とする子どもがどの学校にも在籍していることから、すべての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を高めるとともに、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。

（４）障がい者雇用の促進

生産活動収入及び工賃支給額の向上に向けて、県における優先調達の拡大、市町への優先調達の拡大の働きかけを進め、ＩＣＴも活用して共同受注によるマッチング強化を図るほか、施設外就労の取組を支援することにより、障がい者の就労支援に積極的に取り組みます。

また、障害者雇用促進法の改正（令和元年６月）や、令和３年４月までに予定されている法定雇用率の引き上げ等もふまえ、関係機関と連携しながら企業の障がい者雇用への理解を促進し、法定雇用率の達成及び伸長を図り、障がい者雇用を促進します。特に、移動による制約等を解消するため、テレワークの促進を図ります。

さらに、「三重の農福連携等推進ビジョン」に基づき、農業、林業、水産業と福祉との連携による取組を一層推進します。

（５）障がい者スポーツ・芸術文化活動の拡大

東京オリンピック・パラリンピックや本県での全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催を好機ととらえ、障がい者スポーツの参加機会の推進、サポート人材の育成等に、より一層取り組みます。

また、令和２年９月開設の「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」を中心として、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進やＩＣＴを活用した情報発信、アートサポーターの確保等に努め、障がい者の多様な活躍の場の拡大を図ります。

施策体系：安心を実感できる共生社会づくり

（６）地域移行・地域生活の支援

障がい者が地域において必要な支援を受けながら、自らの決定や選択に基づいて自立した生活を営めるよう、市町による基幹相談支援センターの整備の支援や、地域生活支援拠点の整備の促進を行うなど、地域の実情をふまえながら、相談支援体制の充実、居住や日中活動の場の確保等を一層進めます。

また、地域移行に取り組む入所施設、相談支援事業所、市町などの関係職員を対象とした研修を実施するなど、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき取組を進めます。

医療的ケアを必要とする障がい児･者や強度行動障がいなどの重度の障がい児･者について、地域における支援体制の構築を一層進めます。また、精神障がい者について、地域における保健、医療、福祉等の一体的な取組の下、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。

（７）福祉と医療等の連携

医療的ケアを必要とする障がい児・者に対して福祉、医療、保健、教育等が連携して途切れのない支援が適切に提供されるよう、県内４地域で構築された医療的ケア児・者に係る地域ネットワークにおいて、支援者支援や地域づくりをめざしたスーパーバイズ機能を構築・推進します。

また、精神障がい者、発達障がい児・者、難病患者に対する支援は、医療と保健、福祉などで相互の連携を十分に図りながら支援します。

（８）防災対策の推進

自然災害等の発生に備え、社会福祉施設等における避難確保計画等の早期の策定、計画に基づく避難訓練の実施を促進します。

また、福祉避難所については、市町に対し必要な箇所への設置を促し、新型コロナウイルス感染症対策にも対応した運営マニュアルの策定や訓練の実施を支援するとともに、大規模災害発生時の三重県ＤＷＡＴ派遣に備えた登録員の養成及び訓練等に取り組みます。

５　今後の予定

令和２年	11 月	障害者自立支援協議会で説明（中間案）
		障害者施策推進協議会で説明（中間案）
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（中間案）
		パブリックコメント実施
		社会福祉審議会で説明（中間案）
令和３年	２月	障害者自立支援協議会で説明（最終案）
		障害者施策推進協議会で説明（最終案）
		障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
		計画の策定

【所管事項説明】

7　「三重県手話施策推進計画」の改定について

1　改定の経緯

「三重県手話施策推進計画」は、「三重県手話言語条例」に基づき、ろう者のコミュニケーション手段である手話を言語と認識し、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として、平成29年3月に策定しました。

令和2年度は現計画の最終年度となることから、これまでの取組や手話の現状・課題等を検証したうえで、有識者や関係機関の代表者で構成する懇話会等からの意見をふまえて、新たな計画（以下「新計画」という。）を策定します。

2　新計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

3　現計画における取組と課題

（1）現計画における取組

現計画においては、

【6つの施策体系】

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】
施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】
施策3：手話の普及等【条例第10条】
施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】
施策5：事業者への支援【条例第12条】
施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

【5つの目標項目】

①登録手話通訳者数（県）
②手話通訳者の派遣件数（県）
③手話に触れたことのある子どもの割合
④ホームページアクセス数
⑤聾学校における保護者向け講習会の参加者数

を規定し、さまざまな施策を推進してきました。

（2）目標項目の進捗状況

目標項目のうち、「登録手話通訳者数（県）」では、計画策定時の92人から令和元年度実績で106人に増加し、「手話に触れたことのある子どもの割合」では、計画策定時の59.4%から令和元年度実績で72.7%になるなど、一定の成果が見られます。一方、「登録手話通訳者数（県）」は令和2年度目標達成が困難な状況であり、引き続き手話通訳を行う人材の確保に取り組む必要があります。

【現計画の目標進捗状況】

目　標　項　目	計画策定時	令和元年度実績	令和２年度目標
登録手話通訳者数（県）※1	92 人	106 人	120 人
手話通訳者の派遣件数（県）※2	644 件	756 件	840 件
手話に触れたことのある子どもの割合※3	59.4%	72.7%	80%
ホームページアクセス数※4	―	2,647 件	3,400 件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数※5	約 200 人	1,292 人	1,000 人

※１：３月 31 日時点の登録者数
※２：県の実績＋三重県聴覚障害者支援センターの実績
※３：手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合（県キッズ・モニターアンケート）
※４：県の手話言語条例ホームページのアクセス数
※５：令和２年度目標は平成 29 年度～令和２年度の累計

（３）現状と課題

- 情報アクセシビリティの向上では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として新たに導入する遠隔手話相談・遠隔手話サービスや、今後国において整備が進められる電話リレーサービス等のＩＣＴを活用した新たな意思疎通支援手段について、利用促進を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンライン会議の普及やソーシャルディスタンスの確保の観点から、手話による情報伝達の新たな可能性も見直されてきたことから、これを契機に次代を担う子どもたちを含め、手話のさらなる普及を図る必要があります。
- 自然災害の激甚化・頻発化をふまえ、災害時の情報保障のため「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」の締結促進及び災害発生時の対応の検討を進める必要があります。

4　新計画の概要

現計画の目標の進捗状況や課題等をふまえつつ、手話に関する施策を引き続き推進していく必要があることから、現計画の施策体系を継承し、新たに新型コロナウイルス感染症の影響をふまえたＩＣＴを活用した新たな意思疎通手段の利用促進に取り組むほか、手話の可能性を広く普及するなど、ＳＤＧｓの視点も含めて手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

5　新計画策定のポイント

現計画の検証および社会情勢をふまえ、以下の項目について検討していきます。

（１）手話通訳者の人材育成

合理的配慮による手話通訳者等の派遣要請への対応や遠隔手話サービス等のＩＣＴを活用した新たな意思疎通支援への対応をふまえ、手話通訳者の育成に取り組みます。

（２）遠隔手話相談・遠隔手話サービス等の利用促進

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として導入する遠隔手話相談・遠隔手話サービスや今後国において整備が進められる電話リレーサービス等のＩＣＴを活用した新たな意思疎通支援手段について、周知等により利用促進に努めます。

（３）「災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定」の締結促進と締結市町との連携

災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、未締結市町との協定締結を促進するとともに、協定締結市町と連携し、実際に災害が発生した場合の対応について検討を進めます。

（４）手話の普及・啓発

言語である手話を大切にし、次代を担う子どもたちを含めた多くの方に対して手話に興味を持ってもらえるよう、さまざまな機会を捉えて普及啓発に取り組みます。

6　今後の予定

令和２年	11 月	障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（中間案）
		障害者施策推進協議会で説明（中間案）
	12 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（中間案）
		パブリックコメント実施
		社会福祉審議会で説明（中間案）
令和３年	２月	障害者施策推進協議会手話施策推進部会で説明（最終案）
		障害者施策推進協議会で説明（最終案）
		障がい者差別解消支援協議会で説明（最終案）
	３月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明（最終案）
		計画の策定

【所管事項説明】

8　指定管理者制度にかかる報告について

1　指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の５施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条第１項に基づき、「令和元年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

また、三重県聴覚障害者支援センターについて、同要綱第26条第２項に基づき、「指定期間全体の管理の実績に関する評価」をあわせて報告します。

（1）令和元年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年４月１日～ 令和3年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	平成28年４月１日～ 令和3年3月31日
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年４月１日～ 令和２年３月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年４月１日～ 令和3年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	平成28年４月１日～ 令和3年3月31日

（2）指定期間全体の管理の実績に関する評価に係る対象施設

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年４月１日～ 令和2年3月31日

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1　管理業務の実施状況」の評価

「A」　→　業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」　→　業務計画を順調に実施している。
「C」　→　業務計画を十分には実施できていない。
「D」　→　業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2　施設の利用状況」「3　成果目標及びその実績」の評価

「A」　→　当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」　→　当初の目標を達成している。
「C」　→　当初の目標を十分には達成できていない。
「D」　→　当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

「＋」（プラス）　→　指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「－」（マイナス）→　指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「　」（空白）　→　指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

（1）令和元年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価

三重県身体障害者総合福祉センター

1　施設の概要

①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団
②指定の期間：平成28年４月１日～令和３年３月31日
③管理業務の内容
・センターの事業に関する業務
（生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務）
・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
・センターの利用料金の収受等に関する業務
・センターの維持管理及び修繕に関する業務
・その他センターの管理上必要と認める業務

2　成果目標及び実績

内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率	80%	78.9%
地域生活移行率	50%	78.3%

3　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H30	R元	H30	R元
1　管理業務の実施状況	B	B		
2　施設の利用状況	B	B		
3　成果目標及びその実績	B	B		

＜総括的な評価＞

・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、病院入院者や地域包括支援センター利用者のニーズ把握ときめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行った結果、日中活動系サービス利用率は前年度より増加し78.9%となった。成果目標は80%であることから、業務改善等を行い、目標を達成することが望まれる。

・地域生活移行率は78.3%と成果目標の50%を大きく上回り、通過型訓練施設としての役割を果たしている。

・指定管理者が独自に設定した成果目標に関しては、天候の影響もあり、三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の参加人数が目標を達成できなかったが、毎回アンケート調査を実施するなど、事業の改善を重ねている。

・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し、91%と高水準を維持している。

以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

三重県視覚障害者支援センター

1　施設の概要

①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会
②指定の期間：平成28年４月１日～令和３年３月31日
③管理業務の内容
- 点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
- 点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
- 視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- その他センターの管理上必要と認める業務

2　成果目標及び実績

内容	目標	実績
図書等の貸出数	78,000タイトル	88,843タイトル
生活訓練の参加者数	490人	602人

3　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H30	R元	H30	R元
1　管理業務の実施状況	B	B		
2　施設の利用状況	B	B		
3　成果目標及びその実績	B	B		

＜総括的な評価＞

・図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすこと等に努めた結果、点訳・音訳刊行物の制作数は指定管理者が独自に設定した達成目標を達成しており、成果目標の図書等貸出数は、目標を達成した。

・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練を実施しており、参加者数も成果目標を達成している。

・達成目標のうち、点訳奉仕員の養成が目標を達成していないが、10項目中８項目で目標を達成している。

以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。
今後は、近年、利用が増加傾向にあるサピエ図書館への対応等、視覚障害者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点訳奉仕員の養成については、さらなる広報の実施等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

三重県聴覚障害者支援センター

1　施設の概要

①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会
②指定の期間：平成27年４月１日～令和２年３月31日
③管理業務の内容
・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。
・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。
・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。
・災害発生時における被災者支援に関すること。
・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
・その他センターの管理上必要と認める業務

2　成果目標及び実績

内容	目標	実績
施設利用者数	4,000人	4,316人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員のスキルアップ研修受講申込者数	360人	372人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の年間総派遣時間数	2,500時間	2,743時間
情報発信回数	100回	135回
災害時における避難行動要支援者に関する協定数	11市町	11市町

3　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H30	R元	H30	R元
1　管理業務の実施状況	B	B		
2　施設の利用状況	A	A		
3　成果目標及びその実績	B	A		

＜総括的な評価＞

・５項目の成果目標すべてを達成している。

・聴覚障がい者に関する情報発信を頻繁に行うとともに、利用者の要望に基づいて助聴器や窓口用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置するなど、利用環境の整備に努めている。

・手話通訳者等のスキルアップ研修について、目標を上回る受講者を確保しており、県内手話通訳者等の資質向上に努めている。

・手話通訳者等の派遣について、目標を上回る派遣時間を達成しており、県内聴覚障がい者の意思疎通支援に努めている。

・交流会や障がい者スポーツ体験などを実施し、障がい者への理解促進に向けた取組を積極的に行っている。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

みえこどもの城

1　施設の概要

①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
②指定の期間：平成28年４月１日～令和３年３月31日
③管理業務の内容
・みえこどもの城条例第２条に規定する事業の実施に関する業務
・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務
・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務
・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2　成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	192,783人
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	95回
利用者の満足度	80%	93%

3　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H30	R元	H30	R元
1　管理業務の実施状況	A	A		
2　施設の利用状況	A	A		
3　成果目標及びその実績	A	A		

＜総括的な評価＞

・感染拡大防止対策など施設の衛生管理に注力して利用者の安心・安全につなげるとともに、緊急を要する修繕に対し、指定管理者が対応する修繕の額を30万円から100万円に引き上げるよう、指定管理者からの申出により基本協定書を見直した。令和元年度には30万円を超える修繕を４件実施している。また、老朽化した設備の状況についても県と緊密な情報共有を図るなど施設の管理業務について優れた実施状況であると認められる。

・また、企業、大学、団体、ボランティア等地域社会との協働により、サービス内容の充実と多様化、大人と子どもの交流機会の創出等を行い、開かれたこどもの城の取組を進めることで、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに貢献している。特に、SNS時代に相応しい情報発信コンテンツを駆使し、より効果的かつ魅力的な情報発信を実施したことは評価できる。

・３つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）について、新型コロナウイルス感染症対策のため、年間総利用者数が未達成であったが、その他の目標は達成した。年間総利用者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館の影響がなかったと仮定すると、２１万５千人程度が利用していたと推定され、目標を高いレベルで達成できていたと考えられる。

・人気大型事業である「キッズおしごと広場」や「サイエンスフェスタ」の実施や、事業の見直しを図り、事業を統合・刷新し、新たな事業を行うなど、魅力的な事業の企画・運営を行い、お客様満足度の向上につなげ、優れた実績を上げている。

・県との共同事業の企画も実施しており、県施策の効果的な情報発信の場としても活用されている。

以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として特に優れた実績を上げていると判断する。

三重県母子・父子福祉センター

1　施設の概要
①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 ②指定の期間：平成28年４月１日～令和３年３月31日 ③管理業務の内容 ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。 ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。 ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2　成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	５回	５回
就業実績	30件	15件
相談（就業・生活等）件数	300件	331件
就業支援講習会参加者数	60人	77人
母子・父子自立支援員研修回数	３回	３回

3　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H30	R元	H30	R元
1　管理業務の実施状況	B	B		
2　施設の利用状況	B	B		
3　成果目標及びその実績	B	B		

＜総括的な評価＞

・ひとり親家庭情報交換会については、県内5地域において実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後も、参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を図るとともに、交流会の拡大が期待される。

・就業実績については15件となり平成30年度より5件増加したが、成果目標（30件）は達成できなかった。

・各種相談事業の状況は、一般相談及び就労相談が、電話144件・メール122件・来所57件（平成30年度電話178件・メール34件・来所106件・郵送5件）であった。また、弁護士による専門相談が8件（平成30年度9件）と、相談合計件数は331件であり、成果目標（300件）を達成することができた。

・就業支援講習会参加者数については、パソコンと簿記の技能講習会のほか、ビジネスマナー研修会やハローワークと共催した就労に関する研修会を開催し、成果目標（60人）を達成することができた。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障がでないよう対応することが必要である。

以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っていると判断する。

（２）指定期間全体の管理の実績に関する評価

三重県聴覚障害者支援センター

１　施設の概要
①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間：平成27年４月１日～令和２年３月３１日 ③管理業務の内容 ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関すること。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関すること。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関すること。 ・災害発生時における被災者支援に関すること。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

２　施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	H27		H28		H29		H30		R元	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
１　管理業務の実施状況	B		B		B		B		B	
２　施設の利用状況	A		A		A		A		A	
３　成果目標及びその実績	B		B		A		B		A	

＜指定期間全体の県の総括評価＞

・施設使用者数について、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前年度から減少したが、広報紙の発行やホームページの更新に加えて、聴覚障がい者・支援者の交流会や県民に向けた講演会の開催等の普及啓発に努めた結果、目標値より多い利用実績を維持している。

・手話通訳者等のスキルアップ研修受講申込者数と年間総派遣時間数ともに全期間を通じて目標を達成しており、手話通訳者等の能力向上に努めるとともに、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進していると評価できる。

・手話通訳者等の養成・派遣に加えて、字幕映像ライブラリーの製作・貸出、難聴者・中途失聴者への生活訓練等の支援を実施し、聴覚障がい者等の情報保障を引き続き積極的に推進する必要がある。

・成果目標が設定される業務のほか、企業・団体からの聴覚障がい者への合理的配慮の提供に係る相談対応や、男女共同参画社会の実現（センターの女性職員比率50%）等、県施策への配慮が実施されている。

・災害時の支援協定について、未締結市町へのアンケート調査や働きかけを行い、協定締結市町が増加している。加えて、協定締結市町の防災訓練への協力等、災害時に実効性がある活動実施に向けて協定締結市町との連携を実施している。

・災害時の支援協定に基づく防災訓練への協力等の協定締結市町との連携強化を引き続き実施するとともに、それらの取組の中で把握した課題に応じてセンターの対応マニュアルを改定するほか、引き続き未締結の市町への働きかけを行うなど、災害時の聴覚障がい者支援の体制を更に強化する必要がある。

・成果目標をすべて達成しており、センターの指定管理者として適切に管理・運営していると評価できる。

2　指定管理者が行う公の施設の指定管理候補者の選定過程の状況について

指定管理者制度に関する取扱要綱第 16 条に基づき、指定管理候補者の選定過程の状況を報告します。

令和２年度において、子ども・福祉部が所管する公の施設で指定管理候補者の選定を行っているのは、次の４施設です。

（１）指定管理候補者にかかる申請の受付状況

公の施設	指定管理候補者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	令和３年４月１日～令和８年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

（２）選定基準

ア　事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

イ　事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

ウ　事業計画の内容が、施設の活用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

エ　事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

オ　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

（３）選定の進捗状況と今後の予定

令和２年７月		第１回選定委員会の開催
	８月～９月	募集要項の配布、申請の受付
	10 月	医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明 第２回選定委員会の開催
	11 月	令和２年定例会 11 月定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和３年３月		指定管理者と協定締結

（４）その他

４施設における選定過程の状況については、次ページ以降のとおりです。

3　三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理候補者の選定過程について

（１）概要

三重県身体障害者総合福祉センターの令和３年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

（２）進捗状況

7月30日	第１回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・審査基準及び配点表の決定
8月7日～8月17日	募集要項の配布
8月24日	現地説明会の開催
9月3日～9月10日	申請の受付

（３）申請の受付状況

①申請者の名称

社会福祉法人三重県厚生事業団　理事長　井戸畑　真之
（三重県津市一身田大古曽670番地２）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

Ｐ38～39のとおり

（４）選定委員の氏名及び役職名

委員長	武田　誠一	（三重短期大学准教授）
委員	村田　直樹	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	坂口　知子	（東海税理士会津支部推薦税理士）
委員	伊藤　順子	（特定非営利活動法人ＵＤほっとねっと理事長）
委員	森口　恒子	（公募）

（５）今後の予定

令和２年	10月14日	第２回選定委員会の開催 ・申請者のヒアリング及び審査 ・指定管理候補者の決定
	11月	令和２年定例会 11 月定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和３年	3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間）

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準

三重県身体障害者総合福祉センターの審査項目及び採点方法

① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。

② 「審査基準」における「審査事項」、「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。

③ 採点は「審査内容」の各内容を５段階で評価し、「審査事項」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査事項」１の場合 「審査内容」６項目の評価点合計が２２点の場合
２２点×１５(配点ウエイト)／３０(満点数)＝１１点(小数点第２位以下四捨五入)

④ 過半数以上の委員が、総合点を６０点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。

⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。

⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「１」とした項目が１つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

評価点数５ この提案は、かなり優れている
評価点数４ この提案は、優れている
評価点数３ この提案は、標準的である
評価点数２ この提案は、標準よりやや劣っている
評価点数１ この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者審査基準(配点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評	価	点			合計	配点ウエイト 15
① 総合的な基本方針	ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	イ 施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
② 成果目標と自己評価	ア 施設運営の成果目標が適切に設定されているか	1	2	3	4	5		
	イ 自己評価の体制及び基準は確立されているか	1	2	3	4	5		
③ 企業(団体)の社会的責任	ア 企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、グリーン購入や省エネ等環境管理等への対応は適切か	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評	価	点			合計	40
① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に関する業務	ア 施設の業務基準を達成しているものであるか	1	2	3	4	5		
	イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか	1	2	3	4	5		
	ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
② 身体障害者福祉センターA型に関する業務	ア 施設の業務基準を達成しているものであるか	1	2	3	4	5		
	イ 施設の専門性を維持又は発揮している提案であるか	1	2	3	4	5		
	ウ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
③ 利用料金の設定や料金の収受方法、減免等	ア 利用料金の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか	1	2	3	4	5		
④ 総合福祉センターの利用増大策、施設稼働率向上策	ア 施設の稼働率などを高めるための具体的な工夫がなされるなどの施設の利用を促進する方針がとられているか	1	2	3	4	5		
⑤ 利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	ア 利用者の声の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
⑥ 施設の機能を活用した障がい者の地域生活を支える独自の提案	ア 施設の機能を十分に活用し、利用者サービス向上につながるような独自の提案がなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評	価	点			合計	20
① 維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア 維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持レベルを保つものであるか	1	2	3	4	5		
	イ 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	1	2	3	4	5		
② 利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見策、感染防止対策等	ア 利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	1	2	3	4	5		
	イ 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその対処は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
	ウ 感染防止対策・衛生管理の取組は具体的で効果的なものか	1	2	3	4	5		
③ 緊急時・事故発生時の対応等危機管理	ア 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
④ 個人情報保護、情報公開	ア 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	1	2	3	4	5		
⑤ 県が推進する施策に準拠する管理運営	ア 障がいを理由とする差別の解消、障害者就労施設等からの優先的な調達、ユニバーサルデザイン、少子化対策、次世代育成、人権尊重、男女共同参画など、県の諸施策に配慮した提案となっているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審査項目	審査内容	評	価	点			合計	15
① 収支計画の積算の考え方	ア 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られ、十分実施できる収支計画となっているか	1	2	3	4	5		
② コスト削減の考え方	ア 実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	1	2	3	4	5		
③ 収入確保に関する事項	ア 収入確保につながるような独自の提案がなされているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評	価	点			合計	10
① 人員の確保、職員の雇用形態等	ア 人員の確保、職員の資格、組織体制及び責任体制が効率的かつ適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
② 職員の配置、勤務ローテーション	ア 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
③ 職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画	ア 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
④ 持続的・安定的に運営できる財政的基盤	ア 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	1	2	3	4	5		

合計	

令和２年９月
社会福祉法人　三重県厚生事業団

三重県身体障害者総合福祉センター管理運営業務
事業計画の要旨

１．三重県身体障害者総合福祉センターの運営上の基本方針

当法人は、昭和48年の設立以来、県立福祉施設の運営に携わり、県施策と一体となって 県民福祉の向上に努めてきたところです。社会福祉法が改正され、社会福祉法人の在り方が見直されるなか、経営組織体制の見直し、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められています。また、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが必要となっています。さらには、防災や感染症対策など安全・安心に配慮した施設運営も一層重要になっています。当法人は、こうした地域の流れに対応するため、下記の基本理念に沿って、地域福祉のより効率的で質の高いサービスを提供できる身体障害者総合福祉センターの運営に取り組み、新しい福祉社会づくりに貢献することをめざします。

［事業団基本理念］
①利用者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
②利用者のニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。
③地域の福祉ニーズに応えるため、地域における公益的な活動に取り組みます。
④サービスの提供を安定的・持続的に行っていくため、健全な経営を行います。

２．総合福祉センターの事業に関する事項

障害者支援施設では、肢体等に障がいのある方に、一人一人のニーズに合わせたリハビリテーションを行い、社会参加を果たせるよう専門職を配置してチームで支援をしていきます。

身体障害者福祉センターＡ型では、各種相談への対応、リハビリテーション、障がい者スポーツの推進、宿泊室の運営や福祉用具製品化事業等を行います。

当法人では、医療・福祉が連携し、特に障がい者スポーツとリハビリテーションによって障がい者の社会参加を支援してきました。今後も、今までに構築した、ノウハウ、関係機関・人材ネットワークを活かし、利用者の方々からの多様なニーズに的確にこたえられる事業展開を図ります。

３．総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する事項

建物内外の修繕箇所及び危機箇所の早期発見と改修等、施設の適切な維持管理を行います。施設全体での安全対策や事故防止策、防犯対策に取り組み、利用者の安心・安全に努めます。感染症については、県からの情報をすぐに職員へ周知し、利用者・職員・来館者に対し、感染防止のための取組を行います。

4．施設の管理運営にかかる経費の節減に関する事項

指定管理の目標値である「日中活動系サービス利用率 80%」を基本とした収支計画を立て、各種契約プランの見直しや冷暖房のための燃料使用量を過年度と比較する等、コスト削減を意識した運営を行うと共に、利用率向上等の収入確保に努めます。

5．運営体制及び組織に関する事項

効率的な業務遂行のための組織体制を整え、人材育成のため多様な研修により職員の資質向上を図ります。また、利用者ニーズへの対応が途切れることがないよう、勤務シフトを工夫します。

当法人では、以上の事業計画を実行するために、組織全体で成果をあげられるよう数値目標を掲げ PDCA サイクルで業務を管理する「バランススコアカード」を導入し、戦略的経営を実践していきます。

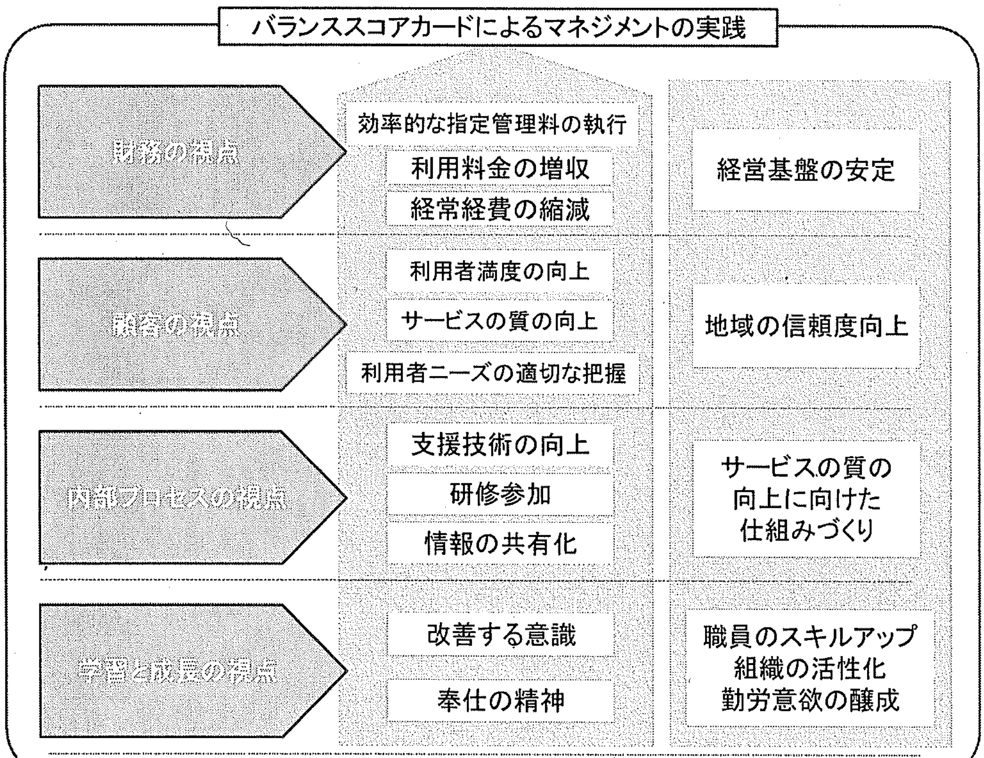

4　三重県視覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

（１）概要

三重県視覚障害者支援センターの令和３年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

（２）進捗状況

7月30日	第１回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・審査基準及び配点表の決定
8月7日～8月17日	募集要項の配布
8月24日	現地説明会の開催
9月3日～9月10日	申請の受付

（３）申請の受付状況

①申請者の名称

社会福祉法人三重県視覚障害者協会　会長　児玉　千春

（三重県津市桜橋二丁目131番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P43のとおり

（４）選定委員の氏名及び役職名

委員長	武田　誠一	（三重短期大学准教授）
委員	村田　直樹	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	坂口　知子	（東海税理士会津支部推薦税理士）
委員	川端　伊澄	（ＮＰＯ法人アイパートナー理事長）
委員	塚本　裕子	（公募）

（５）今後の予定

令和２年	10月14日	第２回選定委員会の開催 ・申請者のヒアリング及び審査 ・指定管理候補者の決定
	11月	令和２年定例会 11 月定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和３年	3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間）

三重県視覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

① 指定管理者の候補の選定は、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。

② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。

③ 採点は「審査内容」の各内容を５段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査基準」１の場合 「審査内容」４項目の評価点合計が１５点の場合
１５点×１０（配点ウエイト）/２０（満点数）＝７．５点（小数点第２位以下四捨五入）

④ 過半数以上の委員が、総合点を６０点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。

⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。

⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「１」とした項目が１つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

評価点数５ この提案は、かなり優れている
評価点数４ この提案は、優れている
評価点数３ この提案は、標準的である
評価点数２ この提案は、標準よりやや劣っている
評価点数１ この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県視覚障害者支援センター審査基準（採点表）

1　事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
県民（利用者）の平等な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5		

2　事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (15)
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか	1	2	3	4	5		
	施設等の破損個所・不良個所等の点検やその対応方針が明確か	1	2	3	4	5		
	感染防止対策、衛生管理の取組は適切にされているか	1	2	3	4	5		
適切な運営管理の確保	緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か	1	2	3	4	5		
	個人情報保護の体制は適正か	1	2	3	4	5		
	環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか	1	2	3	4	5		

3　事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (45)
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか	1	2	3	4	5		
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5		
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
	広く県民に対する情報提供（広報等）や情報発信について具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか	1	2	3	4	5		
	成果目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4　事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
施設の管理にかかる経費の節減	具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か	1	2	3	4	5		
	事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1	2	3	4	5		

5　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (20)
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5		
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5		
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5		

合計	

事業計画の要旨

社会福祉法人三重県視覚障害者協会は、三重県視覚障害者支援センターが、県内に居住等をしている視覚に障がいがある方に対して、日常生活及び社会生活を円滑に送ることができるように支援するための施設であることを深く認識し、視覚障がい者の自立と社会参加推進のため、適切な情報提供を行うとともに、多様なニーズに応じた生活訓練等を実施します。また、視覚障がい者やその家族等が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。

経営方針の１番目は、センターを利用する視覚障がい者等が、満足できる良質のサービスと業務の品質を高めます。経営方針の２番目は、限られた予算の中で、最大限の効果があげられるよう創意工夫に努めます。経営方針の３番目は、センター利用者である視覚障がい者及びそれを支えるボランティアが、多く利用する施設であることを念頭に置き、利用者の立場に立った環境づくりに努めます。

ふたつの成果目標のうちの図書貸出タイトル数は、以下のとおりです。　　(単位：タイトル)

	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画
直接貸出	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
サピエ図書館ダウンロード	65,000	66,000	67,000	68,000	68,000
計	81,000	82,000	83,000	84,000	84,000

もうひとつの成果目標の生活訓練参加者数は、以下のとおりです。　　(単位：人)

	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画
歩行訓練	240	240	240	240	240
点字教室	90	90	90	90	90
福祉機器の活用方法	180	180	180	180	180
食生活	10	10	10	10	10
家事管理	60	60	60	60	60
社会資源の活用方法	20	20	20	20	20
合計	600	600	600	600	600

収支計画は、以下のとおりです。　　(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
指定管理料	47,002,000	47,002,000	47,002,000	47,002,000	47,002,000	235,010,000
受取利息	400	400	400	400	400	2,000
収入合計	47,002,400	47,002,400	47,002,400	47,002,400	47,002,400	235,012,000
人件費	28,000,000	28,200,000	28,400,000	28,600,000	28,800,000	142,000,000
光熱水費・管理費分担金	7,400,000	7,400,000	7,400,000	7,400,000	7,400,000	37,000,000
その他事務費	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	4,000,000
事業費	10,802,400	10,602,400	10,402,400	10,202,400	10,002,400	52,012,000
支出合計	47,002,400	47,002,400	47,002,400	47,002,400	47,002,400	235,012,000

5　みえこどもの城の指定管理候補者の選定過程について

（1）概要

みえこどもの城の令和３年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

（2）進捗状況

7月10日	第１回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・審査基準及び配点表の決定
8月8日～9月15日	募集要項の配布
9月8日～9月15日	申請の受付

（3）申請の受付状況

①申請者の名称

公益財団法人三重こどもわかもの育成財団　理事長　福田　圭司

（三重県松阪市立野町1291番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

Ｐ47～48のとおり

（4）選定委員の氏名及び役職名

委員長	宮﨑　つた子	（三重県立看護大学教授）
委員	森野　高史	（社会福祉法人四日市厚生会業務執行理事）
委員	村瀬　勝彦	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	岡部　佳奈	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委員	堀内　千春	（公募）

（5）今後の予定

令和２年　10月23日	第２回選定委員会の開催 ・申請者のヒアリング及び審査 ・指定管理候補者の決定
11月	令和２年定例会 11月定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和３年　3月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間）

みえこどもの城指定管理者審査基準・配点表

1　事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①管理運営の総合的な基本方針	ア　管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。	10	25
	イ　施設の特性や業務内容を理解しているか。	10	
	ウ　社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか。	5	
②成果目標と自己評価	ア　施設運営の成果目標が適切に設定されているか。	5	10
	イ　自己評価の体制及び基準は、確立されているか。	5	
③企業（団体）の社会的責任	ア　企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か。	5	5
小計		40	

＊この項目で、委員の採点総計が、満点の６０％に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

2　事業計画の内容が、みえこどもの城の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①こどもの城の施設及び設備を利用に供する事業	ア　スペースを有効に利用して、単に楽しいだけでなく、児童の健康増進、情操を豊かにすること等を目的とした遊び、体験、交流の場等を提供する提案となっているか。	25	55
	イ　各種団体等との連携事業を行うなど、県民参画にも留意する提案となっているか。その際、親以外の違う世代の大人との交流が含まれているか。	10	
	ウ　リピーター等の要求に応じられるよう、企画展や講座等の内容・種類の充実を図る提案となっているか。	10	
	エ　年代に応じた新規の利用客の開拓につながる提案となっているか。	5	
	オ　利用者の満足度についてのアンケート調査の方法、規模について、適切な提案となっているか。	5	
②児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業	ア　実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
③児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業	ア　実現可能で、効果的な提案がなされているか。	10	10
④地域の児童館等の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業	ア　県内児童館等の指導及び連絡調整等に関して適切な提案となっているか。	10	30
	イ　自治会や子ども会、放課後児童クラブなど地域の関連団体と県内児童館等との連携イベントの関係を促進する提案となっているか。	20	
⑤そのほか、児童の健全育成を図るために必要な事業	ア　企業や団体、大学等、地域の自治会、青少年の育成に関係する団体等による自発的取組が展開されるような指導と、子どもの健全な育ちを支援するネットワークづくり、地域社会づくりに取り組む提案となっているか。	20	20
⑥「児童健全育成拠点事業」の実施	ア　移動児童館、地域協働事業、県内児童館とのネットワーク強化事業を、効果的、効率的に取り組む内容となっているか。	15	15
⑦「家庭の日」等の事業への協力	ア　「家庭の日」等の一層の浸透を図るための事業の提案はあるか。	5	5
⑧利用者増加にかかる方策	ア　こどもの城の利用者を増加させる、現実的な方策が提案されているか。	10	10
⑨こどもの城の利用料金の収入に関する業務	ア　利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか。また、サービス向上や利用者の増加につながる料金設定となっているか。	5	5
⑩施設の利用時間・休館日	ア　施設の利用時間や休館日の設定等は、利用者の利便性、安全性及び施設運営の効率性を考慮したものになっているか。	5	5
⑪来館者等に対するサービス向上につながる提案	ア　こどもの城の機能を十分に活用し、利用者等に対するサービス向上につながるような提案となっているか。	20	20
小計		185	

3　事業計画の内容が、みえこどもの城の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア　維持管理業務は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものか。	１０	２０
	イ　施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組（コスト縮減・省エネ対策・老朽化対策等）は提案されているか。	１０	
②利用者の安全確保策、事故防止策、感染症等対策、危険箇所等の早期発見及びその措置	ア　利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか。	１０	２５
	イ　危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は、適切な提案となっているか、設備・器具の安全な取扱についてどう考えているか。	５	
	ウ　感染症防止対策、衛生管理業務の取組は適切な提案となっているか。	１０	
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア　緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案となっているか。	１０	２０
	イ　緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか。	１０	
④個人情報保護	ア　個人情報保護を適正に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	５	５
⑤情報公開	ア　情報公開を積極的に行う体制がとられているか。従業員への教育、研修方法は適切な提案となっているか。	５	５
⑥県が推進する施策に準拠する管理運営	ア　少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか。	５	５
小　計		８０	

4　事業計画の内容が、みえこどもの城の施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
①収支計画の積算の考え方	ア　収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか。	１５	３０
	イ　提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか。	１５	
②コスト削減の考え方	ア　県費負担削減につながっているか。	１０	２０
	イ　実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか。	１０	
小　計		５０	

5　指定を受けようとする者が事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア　組織体制及び責任体制は明確で適切か、また事業計画が効率的に実施できる体制となっているか。	１０	１０
②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	ア　提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか。	１０	１０
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア　人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか。	１０	１０
④これまでの児童健全育成に関する実績	ア　これまでに、児童健全育成に関する十分な取組実績等があるか。	１０	１０
⑤持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア　施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか。	１５	１５
小　計		５５	

＊この項目で、委員の採点総計が、満点の６０％に満たない場合は、指定管理者候補となり得ません。

合　計	４１０

（様式５）

みえこどもの城事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
管理運営方針	みえこどもの城が、三重県が設置する公の施設として公共性が求められていることを十分に理解し、設置条例の目的に従って施設の効用を最大限に発揮させ、三重県子ども条例の目指す子どもが豊かに育つことのできる地域社会の形成に寄与するとともに、みえこどもの城の利用者に対するサービスの向上及び施設維持管理経費の縮減を図り、もって県民福祉の向上を図ります。
管理業務に関する計画	1　施設維持管理 ・ みえこどもの城の指定管理者として培ってきた維持管理のノウハウを活かし、利用者が安全安心に利用し、施設設備の機能が十分に発揮できる維持管理のため、日常の点検、維持管理を行います。また、SDG s を踏まえて、設備・機器の更新を含めたメンテナンスサイクルを考慮し、トータルコストを考えた施設設備の維持管理を県へ提案するとともに、県との緊密な情報共有を行います。 ・ SDGs を踏まえ、電気、ガス、水等の使用状況を把握し、適切な使用と節減を行います。 ・ 施設等の維持管理、清掃及び保安警備においては、専門性を持つ事業者を活用します。また、不具合の早期発見や未然防止等により、利用者等の安全と利便性を損なわず、最適な状況で施設設備等を提供します。また、来館者、協働団体等の施設設備への気づきを収集し、施設維持管理へ反映します。 2　利用者の安全確保 ・ 施設警備及び維持管理に係る安全確保は、専門性を持つ事業者と委託契約を結び、基本的な体制を整えます。 ・ あらゆる危機に対して、情報収集、危機の早期発見、未然防止、危機管理マニュアル等の整備、職員研修、実践を伴う訓練、関係者との情報共有等の方策と体制を整え、利用者の安全確保を徹底します。 3　個人情報保護及び情報公開 ・ 個人情報の保護に関する法律に基づく「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団個人情報保護実施要綱」等により、制度運用を徹底します。 ・ 三重県情報公開条例に基づく「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団情報公開実施要綱」等により、制度運用を徹底します。 4　県施策への協力 ・ 県の施策やその動向について、組織・職員として理解を深めるとともに、協力及び実践をします。
運営業務に関する計画	総合的な基本方針のもと、次のとおり、私たちのめざすこどもの城（基本目標）を定め、みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業及びそのほかの児童健全育成等に関する業務に取り組みます。

運営業務に関する計画	私たちのめざすこどもの城（基本目標） 〇より多くの子どもに笑顔とわくわく感を届け、家族を元気にします 〇さまざまな人々との協働により子どもや子育て家庭を応援します 〇子どもが豊かに育つことのできる地域づくりのために、地域から必要とされるネットワークの拠点になります 1　みえこどもの城の施設及び設備を利用に供する事業 ①　みえこどもの城の施設機能と職員がこれまでに培ったノウハウを最大限に活かします ②　地域のさまざまな主体と連携した取組を進めます ③　県立施設として求められる役割を果たします ④　ボランティアの活性化を図ります ⑤　大型児童館として中核機能を発揮します ⑥　施設・設備の機能が十分発揮される適切な維持管理を行います 2　そのほか児童の健全育成等に関する業務 ・児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う事業 ・児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催する事業 ・地域の児童館の運営及びこれらの相互の連携に関する指導または助言を行う事業 ・移動児童館事業等の「児童健全育成拠点事業」の実施
成果目標	年間総利用者数　毎年度 22 万人【県指定】 利用者の満足度　毎年度 80％以上【県指定】 児童健全育成拠点事業実施回数　毎年度 90 回以上【県指定】 サービス提供基盤の安定度　施設完全稼働率 100％【独自設定】
収支計画	収入は、指定管理料収入、施設利用料金収入、事業収入（諸収入）を見込みます。支出は、管理運営経費の節減を図るとともに、効率的な執行に努めます。
組織及び人員	みえこどもの城運営グループと連携推進グループで構成する「こどもの城事業部」を中心に、みえこどもの城内外の事業を推進していきます。人員構成（常勤理事及び職員（嘱託員含））22 名　（令和 2 年 4 月現在）

収支計画書(千円)			令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	収入合計		152,284	152,284	152,284	152,284	152,284
	内訳	指定管理料	136,284	136,284	136,284	136,284	136,284
		施設利用料金収入	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
		事業収入（諸収入）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	支出合計		152,284	152,284	152,284	152,284	152,284

※　Ａ4版２枚以内としてください。

6　三重県母子・父子福祉センターの指定管理候補者の選定過程について

（１）概要

三重県母子･父子福祉センターの令和３年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者等による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

（２）進捗状況

7月10日	第１回選定委員会の開催 ・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明 ・審査基準及び配点表の決定
８月８日～９月15日	募集要項の配布
９月８日～９月15日	申請の受付

（３）申請の受付状況

①申請者の名称

一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会　理事長　北野　好美
（三重県津市桜橋二丁目131番地）

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

P53～54のとおり

（４）選定委員の氏名及び役職名

委員長	宮﨑　つた子	（三重県立看護大学教授）
委員	森野　高史	（社会福祉法人四日市厚生会業務執行理事）
委員	村瀬　勝彦	（三重弁護士会推薦弁護士）
委員	岡部　佳奈	（日本公認会計士協会東海会推薦公認会計士）
委員	山田　知美	（公募）

（５）今後の予定

令和２年　10月23日	第２回選定委員会の開催 ・申請者のヒアリング及び審査 ・指定管理候補者の決定
11月	令和２年定例会 11 月定例月会議に指定管理者の指定に関する議案を提出
令和３年　３月	指定管理者と協定締結（指定期間：令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５年間）

三重県母子・父子福祉センター指定管理者審査基準・配点表

1　事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること

審　査　項　目	審　査　基　準	配　点
①管理運営の総合的な基本方針	ア　管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	１０
	イ　施設の特性や業務内容を理解しているか	１０
	ウ　社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	5
②成果目標と自己評価	ア　施設運営の成果目標が適切に設定されているか	5
	イ　自己評価の体制及び基準は、確立されているか	5
③企業（団体）の社会的責任	ア　企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷削減に関する取組）への対応は適切か	１０
小　　計		４５

＊　この項目で、委員の採点総計が、満点の６０％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

2　事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの適切な維持管理を図ることができるものであること

審　査　項　目	審　査　基　準	配　点
①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	ア　施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	5
②利用者の安全確保策、事故防止策及びその措置	ア　利用者の安全確保、事故防止策は、具体的で効果的なものか	5
③緊急時・事故発生時の対応等危機管理体制	ア　緊急時・事故発生時における危機管理対応は、適切な提案がなされているか	5
④個人情報保護、情報　公開	ア　個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか。職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	１０
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	ア　少子化対策の推進、人権尊重社会の実現、ダイバーシティ社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、障害者就労施設等からの優先的な調達など、県の施策に配慮した提案となっているか	5
小　　計		３０

3　事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審　査　項　目	審　査　基　準	配　点
母子家庭等就業・自立支援センター等に関する業務		
①母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応ずる事業	ア　実現可能で、利用者のニーズに対応するための効果的な提案がなされているか	２０
②母子家庭等に対し、生業を指導し、又は技能を習得させる事業	ア　実現可能で、経済的な自立促進につながる効果的な提案がなされているか	２０
③母子家庭等に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援する事業	ア　実現可能で、就業率の向上につながる効果的な提案がなされているか	２０
④センター利用者の支援に関する事業（保育の実施等）	ア　実現可能で、利用者の利便性を向上させるための効果的な提案がなされているか	２０
ひとり親家庭情報交換会に関する業務		
⑤母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催する事業	ア　実現可能で、効果的な提案がなされているか イ　ＮＰＯ団体などとの交流に係る提案がなされているか	２０
母子・父子自立支援員研修業務		
⑥母子・父子自立支援員の資質向上を図るための研修会を開催する事業	ア　実現可能で、効果的な提案がなされているか	２０
⑦前各号に掲げるもののほか、母子・父子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業	ア　実現可能で、効果的な提案がなされているか	２０
小　　　計		１４０

4　事業計画の内容が、母子・父子福祉センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

審　査　項　目	審　査　基　準	配　点
①収支計画の積算の考え方	ア　収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	１０
	イ　提案された事業が、十分実施できる収支計画となっているか	１０
②コスト削減の考え方	ア　県費負担削減につながっているか	１０
	イ　実効性があり、かつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	１０
小　　計		４０

5　指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審　査　項　目	審　査　基　準	配　点
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	ア　事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	１０
②職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	ア　人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	１０
③これまでのひとり親家庭等への支援に関する実績	ア　これまでに、ひとり親家庭等への支援に関する十分な取組内容等があるか	１５
④持続的・安定的に経営できる財政的基盤	ア　施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、また施設管理の実績があるか	１０
小　　計		４５

＊　この項目で、委員の採点総計が、満点の６０％に満たない場合は、指定管理者候補として失格とします。

合　　計	３００

（様式５）

三重県母子・父子福祉センター事業計画書の要旨

申請者名	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美
管理運営方針	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、ひとり親家庭等の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立70年余の歴史を誇っており、当連合会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効的・効果的に活用することにより、母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もってひとり親家庭等へのサービス向上を図り経費の節減に努めるとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。
管理業務に関する計画	過去の豊富な管理経験を活かし、以下の考え方に沿ってサービスの品質向上と安全確保に努め、効率的な維持管理を目指します。 ・ 開館時間は、平日の9時から17時まで及び第1・第3日曜日の9時から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。 ・ 「危機管理マニュアル」等の徹底と個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・ 人権が尊重される社会づくり、あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。
運営業務に関する計画	(1) 各種相談事業 弁護士による特別相談と事務局職員による生活相談・就業相談、母子自立支援員研修の実施、一人親家庭福祉協力員による一人親家庭への巡回相談 (2) 生活指導及び生業指導事業 生活指導を含め子育てについての相談・支援 (3) 就労知識技能習得事業 資格取得のため、パソコン講習や簿記講習会などの開催 (4) 就業促進事業 就労につながる情報等を収集して、ホームページに掲載するとともに、求職登録者に携帯メール、LINE等を利用しての情報提供 (5) 文化教養講習 仕事や生活に追われている一人親家庭の父又は母の教養を高めるため、講習会や親子がふれ合う親子料理教室等を開催。

成果目標	指定期間を通じて達成すべき成果目標は、次のとおりです。 ア　ひとり親家庭情報交換会回数　　毎年度　　5回 イ　就業実績　年度就業実績/求職件数　毎年度　80%以上 ウ　相談（就業・生活等）件数　　　毎年度　　340件 エ　就業支援講習会参加者数　　　　毎年度　　100人 オ　母子・父子自立支援員研修回数　毎年度　　3回
収支計画	当連合会ではサービスの受益者であるひとり親家庭等の直接的な要望や意見を踏まえた事業内容となるため、実施効果は高いものと推測します。また、事業の計画・実施について、県や市町段階でのひとり親家庭等の福祉団体の会議等を通じて協議や連絡周知等を行うとともに、会員の労力の提供を受け実施するなど効率的な執行に努めます。
組織及び人員	三重県母子・父子福祉センターの組織及び人員は次のとおりです。 センター長・一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会　理事長 事務局長・同会事務局長 就業相談員　同会　職員　（2名） 生活相談員　非常勤　（1名）

収支計画書（千円）			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	収入合計		13,542	13,542	13,542	13,542	13,542
	内訳	指定管理料	13,241	13,241	13,241	13,241	13,241
		施設利用料金収入	0	0	0	0	0
		事業収入	0	0	0	0	0
		市補助金	0	0	0	0	0
		負担金収入	300	300	300	300	300
		雑収入	1	1	1	1	1
	支出合計		13,542	13,542	13,542	13,542	13,542
	内訳	運営管理事業	6,645	6,645	6,645	6,645	6,645
		相談研修事業	471	471	471	471	471
		就労支援事業	5,569	5,569	5,569	5,569	5,569
		情報提供事業	470	470	470	470	470
		文化教養事業	387	387	387	387	387

【所管事項説明】

9　各種審議会等の審議状況の報告について

（令和２年６月３日～令和２年９月１６日）
（子ども・福祉部）

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和２年６月１６日
3 委員	部会長　杉村　芳樹 委　員　長谷川　正裕　他３名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第１５条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	１２名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和２年６月１８日
3 委員	部会長　村瀬　勝彦 委　員　佐々木　光明　他３名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえこどもの城指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和２年７月１０日
3 委員	委員長　宮﨑　つた子 委　員　村瀬　勝彦　他３名
4 諮問事項	みえこどもの城における指定管理者の候補者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	配点表における「感染症対策・衛生管理業務の取組」、「地域協働事業・県内児童館とのネットワーク強化事業等」の項目の配点を加点することとなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和２年７月１０日
3 委員	委員長　宮﨑　つた子 委　員　村瀬　勝彦　他３名
4 諮問事項	三重県母子・父子福祉センターにおける指定管理者の候補者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和２年７月１６日
3 委員	部会長　村瀬　勝彦 委　員　佐々木　光明　他３名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第２８条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和２年７月３０日
3 委員	委員長　武田　誠一 委　員　村田　直樹　他３名
4 諮問事項	三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和２年７月３０日
3 委員	委員長　武田　誠一 委　員　村田　直樹　他３名
4 諮問事項	三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定に関する審査基準及び配点表の作成について
5 調査審議結果	審査基準及び配点表（案）について、原案どおりとすることが適切であるとの結論となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和２年８月１８日
3 委員	部会長　杉村　芳樹 委　員　長谷川　正裕　他７名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第１５条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	１９名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和２年８月２０日
3 委員	部会長　村瀬　勝彦 委　員　佐々木　光明　他３名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和２年８月２１日
3 委員	部会長　中井　健治 委　員　竹村　浩　他２名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	養育里親３件、養子縁組里親２件、親族里親１件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和２年８月２１日
3 委員	委員長　庄山　哲也 委　員　小池　敦　他４名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第２項に基づく県立高校における生徒の死亡事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和２年８月２８日
3 委員	会　長　岡本　陽子 委　員　田口　鉄久　他１５名
4 諮問事項	1　子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について 2　認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3　人材確保と質の向上について 4　地域子ども・子育て支援事業について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和２年９月８日
3 委員	会　長　松浦　直己 委　員　青山　弘忠　他１１名
4 諮問事項	1　里親審査・施設機能強化部会の審議内容の報告について 2　子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書について 3　「三重県家庭的養護推進計画」の進捗状況と「三重県社会的養育推進計画」について 4　「三重県子どもの貧困対策計画」の成果と「第二期三重県子どもの貧困対策計画」について及び「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の成果と「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和２年９月１１日
3 委員	会　長　白石　葉子 委　員　安部　悦子　他７名
4 諮問事項	1　三重県ＵＤのまちづくり推進計画の取組状況について 2　「県有施設のためのユニバーサルデザイン（ＵＤ）ガイドライン（仮称）」について 3　ヘルプマークの普及・おもいやり駐車場利用証制度について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	